

財務省告示第四十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成十九年一月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年二月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（三十年）（第二十 五回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項、平成十 八年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する 法律（平成十八年法律第十一号） 第二条第一項及び財政融資金 特別会計法（昭和二十六年法律 第一百一号）第十一条第一項並び に国債整理基金特別会計法（明 治三十九年法律第六号）第五 条第一項及び第五条ノ二	成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	入札（以下「利回り競争入札」と いう。）による発行（以下「利 回り競争入札発行」という。）及 び利回り競争入札の募入の決定 をした後に行われる入札であつ て、財務大臣が各国債市場特別

五

募入決定の  
方法

各申込みのうちの応募額を順次の低

争利回り競争

り当てる。その応募額を順次の割

口 国債市場

各債市場特別参加者ごとの応

募限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当ててる。

六

イ 発行額

うち、財政法第四十一条の規

争利回り競争

ついで、は、額面金額で、百八十

億千三百二十万円の平成十八年

度に、おける財政運営のため、の公

債の発行の特例等に関する法律

第二条第一項の規定に基づき、発

行した利付債については、額

面金額で、六百三十億七千八百七

十万円、財政融資資金特別会計

法第十条第一項の規定に基づ

き、発行した利付債について

は、額面金額で、二百二十億八

千七百七十五万円の国債整理基

金特別会計法第五条第一項の規

十 一	十 一	九	八			七																	
一	一					イ																	
発 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	利 回 り 競	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場							
十 九 銭	額 平 成 十 九 年 一 月 二 十 五 日	す る の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円			四 百 一 億 二 百 三 十 二 万 円		二 万 八 千 九 百 五 十 四 千 三 百 四 十			百 八 億 円	付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	国 債 の 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	万 円	で 七 百 四 十 六 億 は 、 額 面 金 額	利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た	十 六 億 五 千 七 百 円	つ い て 、 額 面 金 額	定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

十 十  
三 二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年二・三パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{36}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
について、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額(た  
だし、当該国債を発行時におい  
て取得する者が非居住者又は  
外国法人である場合には、前記  
(一)の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法人  
が適用を受ける所得税の税率  
を乗じた金額)を控除すること  
ができる。  
平成十九年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。)

十 四  
初 期 利 子

額面金額× $\frac{2.3}{100}$ × $\frac{1}{2}$

二十	十九	十八	十七	十六	十五		
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後の利子	第二期以後
平成十九年一月二十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十八年十二月二十日	る利子を払う。	いて、その日以前六月間に属す	毎年六月二十日及び十二月二十日